

議案第 37 号

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例制定について

所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 20 日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

所沢駅西口第 1 自転車駐車場の廃止に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。



## 所沢市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

所沢市自転車駐車場条例（昭和60年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（供用時間）」に改め、同条第1項を次のように改める。

自転車駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。

第5条第2項中「これを変更し、又は臨時に休場すること」を「自転車駐車場の全部又は一部の供用を休止すること」に改める。

第6条を次のように改める。

### 第6条 削除

別表第1 所沢駅西口第1自転車駐車場の項を削る。

別表第2中 「

一時利用 (1日1回)
----------------

」 を 「

一時利用
------

」 に改め、同表所沢駅西口第

1自転車駐車場の項を削り、同表備考中「利用許可の期間を超過した場合における超過した期間の」を「一時利用を行う場合における」に、「1日につき」を「24時間ごとに」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の自転車駐車場の利用料金について適用し、同日前の自転車駐車場の利用料金については、なお従前の例による。